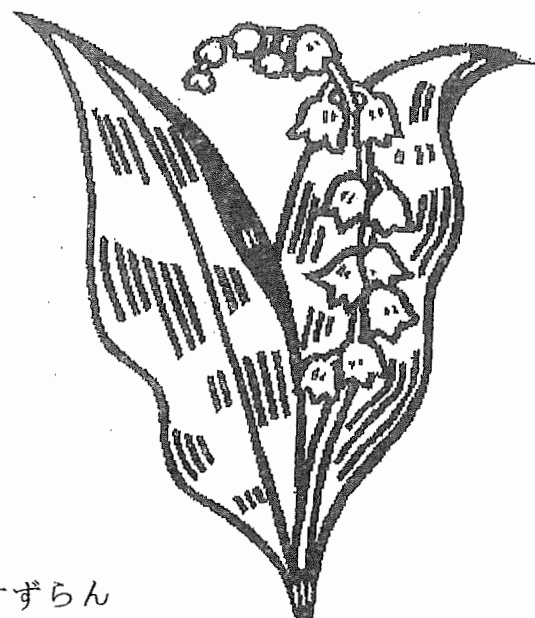


かながわ市民オンブズマン

広報誌 創刊号



すずらん

創刊号・目次

- 神奈川県下の議会の透明度調査・・・・・・・・・・（１）
- 下水道談合住民訴訟支援のお願い・・・・・・・・・・（３）
- 水道メーター入札談合事件住民監査請求・・・・・・・・（４）
- 閲覧手数料の徴収（市民から見た情報公開の論点）・・（６）
- 住民監査請求の手引き・・・・・・・・・・・・・・・・（８）
- 全国市民オンブズマン通信（４２）・・・・・・・・・・（９）

「かながわ市民オンブズマン」広報委員会
平成９年４月１５日発行

●「神奈川県下の議会の透明度調査」 (企画案)

大川 隆司

第一、(趣旨・目的)

地方自治体の議会は、住民の代表機関であり、各自治体の事業の基本的内容とその予算等を決める重要な役割を持っている。そして、その審議の内容が住民に対し常に公開されていなければ、本当の意味で住民の声が議会の審議に反映することも有り得ない。ちなみに、地方自治法115条は「議会の会議は、これを公開する」と規定している。ここにいう「議会の会議」は「本会議」に限り、「委員会」は含まない、などという解釈は、法令の上では全くないにもかかわらず、実際には1951年の自治省通達が「議会公開の原則は、当然委員会には適用されないが、委員会においても委員長の許可を得て傍聴することができる等取り扱いすることはさしつかえない」としているために、自治体ごとに取り扱いは別れている。残念ながら多くの自治体議会が委員会傍聴を住民に対し保障していないと思われる。

そこで神奈川県市民オンブズマンとしては、地方行政の透明性向上を推進するための第1歩として、まず神奈川県および県内全市町村の議会について、委員会傍聴と委員会会議録の公開性を中心とする「透明度」を調査することにした。

第二、(調査項目)

1、当該自治体について、つぎの例規を集める

- ①議会会議規則
- ②議会傍聴規則
- ③委員会条令
- ④情報(又は公文書)公開条令

(実施機関に議会が含まれているかどうかを点検するため)

2、委員会傍聴制度の運用実態について、つぎの点を議会事務局に尋ねる(議員からも話を聞いて裏づけをとる)

- (1) 住民が委員会を傍聴することができるかどうか
 - A. 傍聴が許可された前例はない
 - B. 許可された前例はあるがいくつかの前提条件がある。(又は一部の委員会に限られている)
 - C. 原則として傍聴は許されている
- (2) 委員会の審議日程、どの程度公表されているか。
 - A. 一般には公表されていない
 - B. 開催日時だけは公表

C, 予定審議事項も説明する。

(3) 傍聴席の数

(一般住民向けと報道関係者向け)

(4) 傍聴許可の手続き

(どういう書式を、どこへ提出するのか)

(5) 委員に配布される審議資料を、傍聴者が見ることができるか。

3、 委員会会議録の作り方とその公開性について

つぎの点を議会事務局にたずねる(議員からも話を聞いて裏づけを取る)

(1) 作りかたばつぎのいずれか

A. 要点記録で発言者名は書かない

B. 要点記録だが発言者名も記入する

C. 速記録をつくる

(2) 委員会会議録を住民が閲覧することができるか

A. 住民は閲覧を請求することができない

(Sub. Q. 一議員には配布するが、その場合議員が第三者に見せることにつき制約をしているか?)

B. 請求すれば場合によって閲覧することが許される

(Sub. Q. 一許されるのはどういう場合か?)

C. 会議録は自由に閲覧できる。

(3) 会議録を謄写することはできるか

A. 謄写は許されない

B. 自由に謄写することができる

(Sub. Q. 一その費用は?)

(4) 委員会の審議資料として委員に配布された資料と同じものを閲覧・謄写できるか

A. 閲覧・謄写できない

(Sub. Q. 一情報公開条例に基づく公開請求によれば閲覧・謄写できるのか)

B. 情報公開条例とは関係なしに閲覧・謄写できるが会議録本体とは別に管理されている

C. 会議録本体とあわせて自由に閲覧できる

4、上記2および3の事項について、現状を改めることを検討する作業は予定されているか。予定されているとすればどういう機関(名称と構成)が、どの項目についての検討する予定で、いつごろを目途に検討結果を発表する予定か。

以上

● 下水道談合住民訴訟支援のお願い

益子 良一

日本下水道事業団発注の電気設備工事をめぐる談合について、公正取引委員会は独占禁止法違反で刑事告発し、東京高裁は、96年5月31日に、被告全員に有罪判決を言い渡しました。この下水道談合という共同不法行為を経済的視点からみると、自治体は談合により高い買物をしたこととなり、その損害はすべて税金で賄われたこととなります。

すなわち、談合によって、本来、競争で形成されるべき価格の上限を意味する予定価格が、ほぼそのまま落札価格となるというのでは、自治体は、通常より高い値段で買わされていることになります。

私は税理士として、中小企業の税務申告に携わっておりますが、血のにじむ思いをして税金を納めている納税者にとって、税金が無駄遣いされることは我慢できません。

ところで地方自治法の規定によりますと、住民訴訟を提訴する前に、監査委員に対して住民監査請求をする必要があります。

住民は、監査委員の監査結果等に不服があるときはじめて、住民訴訟をして、その損害を被った地方自治体に代わって、損害賠償の請求を裁判所に求めることとなります。

私達の場合も監査請求に対して、監査委員は、「公正取引委員会は、（下水道談合について）独占禁止法に違反する行為であると認定しているが、それがどのように入札価格に反映されたかわからない」また「事業団に対し請求対象工事の入札状況を調査するため、工事に係る設計書、設計金額等の資料の提出を求めたが、提示されなかったため、その状況は把握できなかった」として、「請求の趣旨に該当する事実を認めることができなかった」と、「請求を棄却」しています。

監査委員が「損害があったかどうかかわからないから棄却」というのでは、監査委員制度は有効に機能しないこととなります。

なぜならば監査委員は損害の実額を確定する必要はなく、市長に損害を補填する措置を勧告すればいいのです。

そこで私を含めて、神奈川県下6市の住民52名が、地方自治体に代わって、談合でつりあげられたと思われる委託金額分を、地方自治体（私の場合は横浜市の住民であるので横浜市）に返還するように求めて住民訴訟を提訴しました。

現在の裁判の進捗状況を報告しますと、3月17日の裁判を含めて7回裁判が開かれています。

被告側の主張は、契約締結時から1年以上経過しているので訴訟は無効だとして、裁判所に住民訴訟の門前払いを求めています。

裁判のやりとりの中で、裁判長も「国民からみれば『契約時から1年以内に監査請求しなければならない』ということになると、（今回のように）談合のあったことが（公取委の告発で）、公になって初めてわかったような場合監査請求できなくなる、という疑問がでるのは理解できる」と述べるように、「入口論争」で逃げようとする被告電機会社の主張に対して、私達弁護団の奮闘が功を奏しつつあります。

しかしまだまだ予断は許しません。

損害額の立証もこれからです。

裁判日程は下記のように決まっています。

5月7日（水）午前10時30分第8回裁判

7月9日（水）午前10時30分第9回裁判

9月3日（水）午前10時30分第10回裁判

場所は、横浜地裁502号法廷です。

ぜひ多数の方がこの裁判を傍聴されて、住民としての関心の高さを裁判所に訴えていただきたいと思います。

この住民訴訟は、裁判を通して税金の使途を監視するという、日本の民主主義にとって重要な意味を持っていると考えております。

皆様のご支援ご協力をお願いいたします。 原告団長 益子良一（税理士）

● 水道メーター入札談合事件 住民監査請求書

東京都の水道事業に必要とする各家庭用水道メーター等の発注についての競争入札において、入札参加業者の談合が行なわれ、東京都は不当に高価な価格でその購入を余儀なくされていたこと、その分私たちの税金が業者の利益として掠め取られていたことが明らかとなりました。

本年3月5日都議会本会議における水道局長答弁では、家庭用口径29ミリの水道メーターの落札かかくは、談合が排除された現在3811円のところ、談合が行なわれていた94年度は7617円、95年度は7659円でした。94年度から96年度までの談合による東京都の損害総額は43億5千万円と試算されます。

しかも、水道メーター談合の発覚は今回が初めてではなく、1992年12月にも公正取引委員会は東京都発注の水道メーター入札に関して24業者が談合をしていつと認定し、これを独占禁止法違反の不公正取引として談合排除を命じています。にもかかわらず、何の反省もなく談合は続行していたもので、業者も業者なら、事態を放置していた発注者側の責任も厳しく問われなければなりません。

以上の次第で、地方自治法242条第1項に基づき、次の要求をいたします。

3) 水道メーター談合は氷山の一角としか考えられません。これを機に、都知事以下各職員の注意を喚起し、各部署における工事発注、物品購入の全入札のあり方を総点検して入札談合を根絶し、都民に違法不当な損害を被らせることのなきよう万全の処置を求めます。

以上

3月27日入札執行の結果 日本マーター株式会社
に落札決定したので契約を締結してよろしいか。
水道局長 伊藤 隆 員 主任

子通價格	子通價格 (單位:元/噸)	原料金額	原料金額×1.03 (單位:元)
		7,880,000	8,116,400

商 号	代表者氏名	第1回入札高	第2回入札高
双 洋 計 器(株)	上野 明彦	7,900,000 円	
日 京 精 工(株)	増田 弘	7,940,000・	
(株)金 門 製 作 所	高橋 一三	7,900,000・	
リ ニ ー 精 器(株)	郡谷 昭元	7,310,000・	
大 阪 機 工(株)	佐藤 達樹	7,910,000・	
現 治 精 計(株)	名川 常光	7,930,000・	
(株)香葉計器製作所	生田 貴	7,960,000・	
日 京 マ ー ケ ー(株)	小岩 元福	7,380,000・	※ 札
東 光 精 機(株)	佐野 保雄	7,900,000・	
愛知時計電機(株)	森林 秀典	7,900,000・	
京浜水運運材(株)	中嶋 健一	8,300,000・	
タ マ ガ ワ(株)	高橋 正浩	7,960,000・	
六 平 マ ー ケ ー(株)	秋澤 秀光	7,900,000・	
日 本 計 器 工 業(株)	浜中光四郎	7,920,000・	

立命館 主事 中山 善紀

[illegible]

交際費 6.7割は「懇談」



大臣就任祝いの贈り物などをお公費から出していた神奈川県の高津知事らが、知事交際費を使い、平成七、八年度の二年間に計七十八回、総額約一千七百七十五万円による「懇談」を行

「シ」を理由に非公開とされておき、市民団体は「公費の使途は全面公開が原則のはず。交際費が隠れみのとなっている」と指摘している。

千三百十六万円。年間交際費約二千七百七十七万円の七割を占めている。

八年度は十二月末で三十二同開催し約五百四十四万円。七年度に比べ自費しているものの総額約九百二十

全国市民サンブツマン連
絡会議事務局長の新海聡彦
讀士の話 食糧費削減の一
方で交際費を増やす自治体
が出ている。愛知県のように
に食糧費を非公開としたま

まで、交際費だけ増やすという例もある。神奈川県知事事らの懇談費は交際費が認められるようになっており、公金の使途などが不明だ。直ちに公開してもらいたい。

っていたことが六日、交際費の現金出納簿から新たに分かった。懇談費用は交際費の大半を占めているが、内容や相手先は「プライバ

祝儀、贊助、会費など八項目あるが、金額でみると飛び抜けて多いのが懇談名目の支出。七年度の場合、四十六回行われ、総額で約二

五万円の六割に上る。一回当たりの支出をみると、一十万円前後を超えるものが半数近くあり、四十万円以

上の高額支出も十二回を過
え、最高額は百三十六万田
だった。

知事交際費の使途は原則

現金出納簿から判明

2年で78回、1770万円

公開しているが、例外的に非公衆としているのは見舞いの相手方と、懇談内容や会合場所、出席者名。六年八月に使途の公開を決めた際、「個人のプライバシーにかかわる」との理由で公開対象から除いた。

相手は国会議員や県議、各種団体、民間人などメンバ―はさまざま。場所も横浜、市に限りず都内でも行つ。相手方が出てしまつと支障があり、公開は考へていない」と語つた。

「かながわ市民オンブズマン」代表幹事の一人、本間弘彦さんは「交際費」とはいえ公費の使途は全面公開が原則。会費として処理せず、懇談の明確な基準もなく、住民の知らぬところで大金が使われているのはおかしい」と話している。

ているが、都も訴訟対象の知事室会議費などを全面公開し、四月中旬には全部局分を全面公開する予定。

神奈川県知事と副知事二人の事務を担当する秘書室

の食糧費支出は、日中の会議や夜食代などに限られ、官官接待など飲食を伴う会議・懇談費は交際費から支出。知事交際費をめぐる訴訟はブライバシーの観点から相手方など原則非公開を認める最高裁判例があり、高額な懇談費もすべて全面非公開としたままだ。

「非公開なので」と断りながら県秘書室では「懇談

海外視察の県議らに賤別

県会議長、公費で420万円

神奈川で2年間

神奈川県議会議長が、県議と随員職員らが海外視察旅行した際、議長交際費から平成五、六年度の二年間だけで総額四百二十万円に上る賤別(せんべつ)を渡していたことが七日、同県議会が情報公開した議長交際費の現金出納簿から分かった。議員の「身内同士」による公費賤別は、七年度に中止されるまで、長年にわたる慣例として行われてきており、市民団体側は「賤別は非課税の不当利得にあたる。自主的に返還しなければ法的措置も辞さない」としている。

7年度 市民団体『不当利得』に中止

県議の海外視察は、四年間の任期中に最低一回割り当てられ、視察費として一人につき百四十万円までが公費から支出されているが、その際、随員職員を含む視察旅行者全員に議長交際費から賤別が現金で渡されていた。

議長交際費は、五年間で計二百九十五万円(県議五十三人、職員七人)、六年度は計百二十七万円(県議二十一人、職員六人)で、現地の小遣いや土産代などに使われたという。

五、六年度の議長交際費は総額二千二百万円、賤別は、このうちの二割を占めていた。

地方議員への賤別は依然、首長などの交際費から支出している自治体が少なくないが、「開かれた議会をめざす会」代表の若林ひと

神奈川県では、かつて職員が海外出張する際も同僚から賤別が渡されるのが慣例化し、中には公費から支出されたケースもあった。

しかし「職員の負担が大きいうえ、渡航自体が珍しくない」(県総務部)ことから、平成元年度に廃止を申し合わせたという。

み文京区議は「賤別が公費す意味からも判明した分は返還すべきだ。返還しない場合は訴訟を起すことも」と思う。議会自ら襟を正

検討したい」と話している。

● 閲覧手数料の徴収 「市民からみた情報公開の論点」より

- ・ 情報公開を求める市民運動事務局長
- ・ 「かながわ市民オンブズマン」顧問 奥津 茂樹

★見るだけで200円

情報公開条例の中には、閲覧手数料を徴収するものがある。これはコピー、郵送料金などの実費以外に、閲覧するだけで手数料を取るというものである。金額は文書一件または簿冊一冊につき200円程度だが、横浜市のように後に300円に値上げしたところもある。

「たかが200円ではないか」と言う人もいるだろう。しかし、請求件数自体は一件であっても、対象公文書の数え方によっては高額の手数料が必要となることが少なくない。食料費や出張命令を公開請求した人の中には、数十万円もの手数料を請求された人もいる。たいていの場合はそんな大金は払えないので、せっかく公開されたのに閲覧やコピーを断念せざるを得ない。

このように閲覧手数料は、情報公開条例の利用の妨げとなるのだ。

★行政情報は市民との共有財産

そもそも情報公開制度の理念の一つは、行政機関の情報は市民との共有財産であるというものである。何よりも閲覧手数料の徴収は、この理念に反する。

閲覧手数料の徴収には、市民に対する情報の提供を「余計な仕事」とみなす発想があるのではないか。情報公開に関する事務を日常の仕事として考えているならば、それはすでに税金によって賄われているわけで、「エキストラ・チャージ」の必要はないはずである。

たとえば、図書館は市民が必要な情報（本、雑誌）にアクセスできる場所である。そこで「手数料」を要求されるようなことはない。交番も同じだ。友達と待ち合わせをしている飲屋の場所を訪ねることは、何ら「公益」とは関係なく明らかに私的なアクセスといえる。しかし、おまわりさんが私的利用であることを理由に、「受益者負担」として一件（一軒）200円也の手数料を請求することなど全く考えられない。

それは、図書館も交番も市民に対する情報の提供を、自分たちの職務の一つと考えているからに他ならない。情報公開に関する事務は、こうしたサービスといったところが違うというのだろうか。

★受益者負担論のおかしさ

公開請求を受付、対象情報を探し出し、公開の是非を検討し、場合によっては非公開部分をスミ塗りするなど、確かに手間はかかるだろう。それを金額に換算すればそれなりの額になるはずだ。そうしたコストを「受益者」に負担させるべきだという意見が出てくるのも、わからなくはない。

しかし、各地での官官接待、カラ出張をめぐる情報公開条例の利用は、決して私的な利益を得るために行なわれたものではない。それどころか、こうした積極的な利によって、かかったコストをもってあまるほどの経費節減が行なわれたではないか。

「公益」をはかるための情報公開条例の利用に対してまでも、「受益者負担」などという考えを持ち出すのは全くおかしい。「受益者」は社会全体なのであり、だからこそコストは社会全体で分担すべきなのである。

★大量請求による実態究明を阻む

官官接待、カラ出張に限らず、自治体の仕事の実態を明らかにするためには、大量の文書の公開請求が必要な場合がある。

自分と家族あてのダイレクトメールが頻繁に送られてくることに疑問を抱いた市民が、川崎市の情報公開条例を利用して住民リスト表の閲覧業者を調べたこよがある。

業者から提出された「閲覧請求書」は約二年間にわたるもので、約760件もあった。

公開された文書を分析することで、ブライダル産業、ダイレクトメール代行業者そして政治結社などが住民リスト表を閲覧している実態が明らかになっている。こうした事実に基づく問題提起を受けて、同市はプライバシー保護のために閲覧方法を改めることとなった。

同市では閲覧手数料を徴収していないため、この場合はコピー代の実費だけで済んでいる。ところが、隣の横浜市で同様の公開請求をしたら、文書一件300円の閲覧手数料が課せられるため、こうした調査、分析、問題提起が事実上不可能になっただろう。

★お金のない人には利用できない？

閲覧手数料の徴収は、経済的困窮者による情報公開条例の利用をも妨げる。かつて静岡県で、食料費にかかわる資料の開示請求した人が、二十数万円もの閲覧手数料を要求されたことがある。この人は生活保護受給者であったため、とうぜんのことながらこんな高額の手数料が払えるわけがない。

そこで、この人は県に対して閲覧手数料の免除を申し立てたのである。多少の時間はかかったが、県はこの申し立てを認めて二十数万円はチャラになった。これは当然のことだろう。もし申し立てを認めなければ、金のない人は情報公開条例を利用するなということになってしまうからである。なお、同様に閲覧手数料を免除した例は横浜市にもあるという。

これは図らずも閲覧手数料の「抜け道」を示してしまった。つまり、官官接待、カラ出張をめぐる公開請求のように、対象文書が大量になりそれに応じて閲覧手数料が高額になりそうな場合には、経済的困窮者が代理人となって請求すれば良いのである。そうした「シルバー・エージェント」が自発的に情報公開条例を利用するようになれば、閲覧手数料は徐々に無意味化されるだろう。

★もはや変えざるをえない

同様の「抜け道」は他にも考えられる。情報公開したけれども閲覧手数料が高額で払えないような場合は、とりあえず公開を諦めて知り合いの地方議員に連絡すれば良い。それぞれの議員には、活動に必要な資料を要求することが慣例上認められている。この資料要求の仕組みを通じて、公開を諦めた文書を入手してもらうのである。

一般に市民に対して公開した文書を、議員に対しては非公開にするなど考えられない。また、市民に要求したのと同じ金額の手数料を、自治体が議員に要求するようなことも困難であろう。その結果、「高額な」文書は難なく請求者の手に入るのである。「なんと卑劣なことを・・・」と思う人もいるだろう。しかし、閲覧手数料の徴収という壁を設けて、その意図は別として結果的に情報公開条例の利用を制限したことが、その「卑劣なこと」をうみだすのだ。こうした「抜け道」があり、それを防ぐことが出来ないことを悟り、情報公開条例の原点に立ち戻って閲覧手数料の徴収をやめればよいのである。

ちなみに、都道府県で閲覧手数料の徴収を続けているのは東京都と静岡県だけである。高知県と香川県はその問題性に気づき、実費のみの徴収とする条例改正を行なっている。

さらに、国の要綱案では手数料の具体的内容は政令で委ねられているが、その考え方を説明した文書によれば、「政令の策定に際しては、利用しやすい金額とすることに留意すべきである」とされている。これは、自治体における閲覧手数料の実態にたいする学習効果であろう。

全体からみれば、閲覧手数料を徴収している自治体は少数派であるが、そこに住む住民にとっては問題は深刻である。そうした自治体は、一日も早く条例を改正してほしい。

● 住民監査請求の手引き

1. 住民監査請求とは（概要）

住民監査請求は、地方公共団体の住民が当該団体の長等の職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為があると認めたときは、これを証する書面を添えて監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するものです。

（地方自治法第242条）

2. どのような場合に監査請求ができるか（監査対象事項）

監査できることからは、市町村長、委員会若しくは委員、職員について次にあげる7つの財務会計上の行為を行ったと認めるときに限られ、この行為によって市町村が蒙った損害を市に代わって住民が補填すべき必要な措置を講ずべきことを監査委員に請求することができます。

- (1) 違法若しくは不当な公金の支出があるとき。
- (2) 違法若しくは不当な財産の取得、管理、処分があるとき。
- (3) 違法若しくは不当な契約の締結、履行があるとき。
- (4) 違法若しくは不当な債務その他の義務の負担があるとき。
- (5) 1から4までの行為が相当の確実さで予測される場合があるとき。
- (6) 違法若しくは不当に公金の賦課、徴収を怠る事実があるとき。
- (7) 違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるとき。

尚、(1)から(2)までの行為については、原則として当該行為のあった日又は終わった日から1年以上を経過している場合には監査請求をすることができません。

3. 誰がどのようにして監査請求をするのか

- (1) 監査請求できる人は、市町村の住民（法人を含む）にかぎられる。
- (2) 監査請求は、請求人の主張する事実（「請求の要旨」という）について書面（以下「措置請求書」という）を作成し、監査委員に提出する。
- (3) 措置請求書には、その事実を証する書面（以下「事実証明」という）を添付することが必要。

注）事実証明書は、請求の要旨を裏付けるものと客観的に認められることが必要です。請求に係わる事項が数項目にわたるときは、事実の全部についてその事実を証する書面を添えなければなりません。

4. 監査請求書の作成

(1) 措置請求書の様式

措置請求書には方の規定はありませんが、用紙はA4版の横書きで良いでしょう。監査事務局に問い合わせて確認するのも良いでしょう。

(2) 措置請求書の記載時の留意点

ア. 請求の要旨に必要な記載事項は、請求対象職員、監査対象事項の特定、行為の違法又は不当性の理由などを千字以内にまとめる。

イ. 請求の要旨の違法又は不当な行為について、監査委員にどのような措置を求めるか。例えば、当該行為を事前に防止するための必要な措置、同行為を事後に是正するために必要な措置、当該地方公共団体の蒙った損害を補填するために必要な措置。

××市（町・村）職員措置請求書

××市（町・村）請求対象職員の×××に関する措置請求

1. 請求の要旨

裏付けとなる事実証明に基づいて、

請求の対象とする職員

監査対象事項

（1,000字以内にまとめる）

2. 請求者

住所

職業

氏名（氏名は必ず自署）印

（請求者は1人又は複数人）

上記の通り、地方自治法第242条の1項の規定により、別紙事実証明を添え、

×××するために必要な措置を請求します。

平成年月日

××市（町・村）監査委員殿

●全国市民オンブズマン
連絡会議通信 (42)

全国市民オンブズマン連絡会議事務局（名古屋発）

名古屋市中区丸の内三丁目六版四一号 リブビル六階 リブレ法律事務所内

TEL 052-953-7800/FAX 052-953-7884

Eメール：HQP00531@niftyserve.or.jp

拡大幹事会議事録

日時：3月20日（木・春分の日）午後1時30分～午後4時30分

場所：愛知県名古屋市「産業貿易会館本館」

参加市民オンブズマン

大阪、仙台、東京、名古屋、札幌、奈良、福岡（北九州）、三重、高知、群馬、新潟、
富山、熊本、滋賀、埼玉（総参加者数24名）

1. 談合問題の調査について

(a) 談合問題について、全国一斉情報公開請求を行い、全国大会で発表する。

(b) 公開請求対象情報

(1) 平成7年度、平成8年度の各都道府県の1億円以上の工事についての入札結果調
書

(2) 平成7年度、平成8年度の各都道府県の談合情報報告書

(3) 平成7年度、平成8年度の各都道府県の水道メーターの単価契約書

(c) 請求日時：4月7日（月）

(d) ねらい、注意点など

(1) 入札結果調書とは、一つの工事についての入札結果を記載したもので、一つの工事について1通が作成される。複数回の入札が行われた場合には、ほとんどの最低価格の入札をした業者は複数回の入札で同一であるが、これは談合が行われている以外に説明できない。

そこで全国調査によって、公共事業の談合を調べるとともに、公共工事とはなにか、を全国大会で考えたい。

(2) 入札結果調書は、情報公開請求によらなくても閲覧、謄写ができる自治体が多いと思われる。また、請求する工事の規模の目安として1億円としたが、各自治体の状況に応じて(多額の工事が非常に多いなど)、変更しても良い。

(3) 水道メーターについては、水道メーターの談合が明らかになっており、全国的に価格の調査をしたい。

(e) 主任：三重市民オンブズマン(松葉謙三代表)

2. 都道府県議員の海外視察についての一斉調査

(a) ねらい

自治体議員の無駄な海外視察が問題となっている。そこで全国一斉に都道府県議員の海外視察の現状を調査することによって、議会のみならず全庁的に蔓延している無駄な海外出張をやめさせ、同時に議会の情報公開もすすめる。

(b) 公開対象情報

平成7年度、平成8年度の都道府県議員の海外出張に関する支出金調書、旅行命令簿、旅費請求書、日程表など、旅費の支出および旅費に関する一切の資料。

(c) 方法

(1) 4月25日に全国一斉に情報公開請求を行う。

(2) 旅行に関する記録などは図書館などで入手できる場合が多い。ただ、旅費に関する資料は情報公開請求が必要である。そこで、各自治体の議長および首長に対し、全国市民オンブズマン連絡会議名でこれらの情報を開示するよう求め、正面から情報公開請求を行う。

(3) 申込書は東京市民オンブズマンと奈良市民オンブズマンで起案し、各地に配布する。

(d) 結果

結果については夏の全国大会で発表する。

3. カラ出張情報の交換について

(a) 概略

(社)全日本建設技術協会主催の研修会がカラ出張の温床となっている疑いが報告された。これは現職の公務員に対する研修を目的として設立され、理事は建設省からの天下り、賛助会員として各ゼネコンが会費を支払っている団体で、現職の公務員を対象とした2泊3日の講習会を毎月最低一回は全国各地で開催し、地方、国家公務員あわせて一回について1,500名程が参加している。研修会は前半二日が研修(講義)、最終日が研修という名の観光となっている。ところが、愛知県で明らかになっただけでも、県内9つの土木事務所のうち、2つの土木事務所だけで50名もの職員が研修名目で出張している事実が判明。同様な現象は山形県でも見られた。

(b) 調査依頼

余力のあるオンブズマンは、下記日程の研修会の県内土木事務所および土木部管理課の出席者数を調査することが確認された。平成7年10月3日から5日 高知県で開催された第366回研修平成8年3月13日から15日 和歌山県白浜町で開催された第373回研修なお、各研修会開催地の市民オンブズマンのみなさんはこれらの参加者名簿を入手できれば、入手して頂きたい。

(c)ねらい

カラ出張の追求。同時に談合疑惑とあわせ、公共工事とはなにかを考える資料としたい。

4. 監査制度の改正法案に対する意見書提出の件

(a)趣旨

第25次地方制度調査会が2月25日に(1)外部監査制度の新設、(2)現行の監査委員制度の改革を軸とした「監査制度の改革に関する答申」を提出したが、この答申の内容は不十分である。よって、これに対して全国オンブズマンで具体例をもとにした意見書を提出する。

(b)行動内容

各地のオンブズマンでの体験をもとにした現行監査制度の問題性(一年の申立期間、請求の特定性等)をA4一枚程度のレポートにまとめ、起案担当の名古屋の杉浦英樹弁護士にファックスする(ファックス番号:052-581-2416)。

期限は3月27日(木)。皆さんからのファックスをもとに意見書を作成して、早急に地方制度調査会に提出する。

5. 食料費削減に対するアピール

食料費の削減状況についてのアピールをランキング表とあわせ、各知事宛に全国市民オンブズマン連絡会議名で提出する(4月11日)。なお、このアピールのたたき台は各地に郵送するので、ランキング表とあわせて自由に申し入れをして貰う。

6. 人事

代表幹事の任期満了につき、人事について話し合われた。その結果、東京の高橋利明代表幹事は留任し、仙台の吉岡代表幹事、名古屋の杉浦代表幹事、大阪の井上代表幹事は他の地区の方と代表幹事を交代することとなった。当面、談合プロジェクトの主任である三重の松葉謙三さんに次期代表幹事に就任していただくこと、東北・北海道地区(仙台を除く)から一名代表幹事に就任していただくこと、事務局の深海は留任すること、という人事の大枠が決定した。詳細については、次回拡大幹事会で決定する。吉岡さん、杉浦さん、井上さん、本当にご苦労さまでした。高橋さん、松葉さん、一年間どうか宜しくお願いいたします。

7. 全国大会について

(a)全国大会日程についての報告、承認

一日目1時~4時全体会、4時~7時分科会、7時~懇親会

二日目は9時~12時全体会

(b)ゲストスピーカー、分科会の内容など

詳細については次回、福岡市で開催する拡大幹事会で決定する。

8. 会報2号について

仙台市民オンブズマンが会報第2号を作成してくださいました。ご苦労様でした。いつもほんとにありがとうございます。今回も各地に買い取りをしていただくことになります(一部300円)。仙台市民オンブズマンから買い取りの要請があると思いますが、今後とも会報を発行し続けるためにも是非お買いあげいただきますよう、お願いいたします。

次回全国大会開催地予定

福岡市で拡大幹事会を開催します。

日程は5月10日(土)13:30~17:00

予定議題は(1)全国大会の企画について

(2)人事の最終決定です。

福岡、九州の皆さん、宜しく!!!

広報誌:「かながわ市民オンブズマン」

広報誌・創刊号 (会員配布用)

事務局:横浜市中区本町3-30-7

横浜平和ビル602協同法律事務所

☎045-201-6133/FAX:045-201-6134

発行責任者:森田 明